

# 渡島地区海面利用協議会規約

## 第1 目的

「海面利用協議会等の設置について」（平成6年7月11日付け6水振第1583号水産庁長官通知）に基づき、海面利用の調整に関し、関係者からの意見徴収を行うため、渡島地区海面利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## 第2 議題

協議会の議題は、渡島地区の海面における漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関する事項とする。

## 第3 組織

(1) 協議会の委員は、渡島総合振興局長が選任した次に掲げる者により構成する。

ア 渡島地区内（以下「管内」という。）における漁業協同組合の組合員又は役職員  
2名

イ 管内に住所を有する遊漁関係者であつて、ア以外の者 2名

ウ 管内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であつて、上記以外の者 1名

エ 学識経験を有する者及び公益を代表すると認められる者 2名

(2) 委員の任期は、3年以内とする。

## 第4 運営

(1) 協議会は、渡島総合振興局長が招集し、主催する。

(2) 協議会に座長をおき、渡島総合振興局長が座長を指名する。

(3) 座長は、不在の場合などの都合、これを代行する者を指定することができる。

(4) 協議会の会議は、公開する。

## 第5 設置期限

協議会は、平成28年4月1日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会設置の必要性や効果的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 第6 その他

(1) 協議会の事務は、渡島総合振興局産業振興課水産課において行う。

(2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、渡島総合振興局長が定める。

附 則

この規約は、平成 6 年 8 月 1 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 7 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 3 年 3 月 1 8 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 9 年 3 月 1 5 日から施行する。

## 渡島地区海面利用協議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 渡島地区海面利用協議会の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴にあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議中において、飲食などはできません。
- (3) 会議中において、写真撮影、録画、録音等はありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。